

送付先：産業振興課  
0422-51-9408

## 令和8年度 武藏野市市民農園 使用同意書兼申込用紙 (FAX・窓口専用)

- 市民農園条例、同施行規則、同使用者心得を熟読してください。
- 裏面に同意・確認欄がございますので、チェックをしてください。一つでもチェックが外れていると同意したこととみなされませんので、ご注意ください。FAX申込の方は、裏面の提出もお忘れないようお願いします。

※1・2については、主に使用される方の名前を○で囲んでください。

1	住民票に記載のある世帯主名	(フリガナ)
2	世帯主以外の同一世帯員の氏名 ※住民票に記載のある方全て	
3	住民登録のある住所 (建物名・部屋番号も記入)	〒180- 武藏野市
4	電話番号(日中出られるもの)	
5	FAX番号(FAX申込の場合)	
6	メールアドレス (メールが可能な場合)	
7	利用希望の農園名 (いずれかに○)	緑町・南町
8	管理協力員(※1)の希望	希望する · 希望しない
9	補欠登録(※2)の有無 (いずれかに○)	有( 関前第2 · 北町 · 関前ふれあい ) · 無

※1 管理協力員とは、週3回以上農園に行くことができる方で、農園の施設や設備、荒廃区画、利用状況等を点検し、月に1回報告をしていただきます。

管理状況の把握のため、現地の写真等を送付いただくこともありますので、メールでのやり取りができる方を優先します。

※2 補欠登録とは、令和7年度募集の関前第2・北町・関前ふれあい市民農園に申し込み、キャンセル待ちとなっている方のことです。

◆新規でのお申込み又は引き続きのご利用でない世帯については、当選の確率が上がります。ただし、必ずしも当選するということではありませんので、ご了承ください。

**裏面があります。必ずご記入ください。**

## 同意・確認欄

市民農園を申し込み、また、利用するにあたり、下記の事項に同意します。

### 記

- 私は、武蔵野市市民農園条例、同施行規則、同使用者心得を確認しましたので、記載されていることを理解し、これを遵守します。
- 申込する者は、世帯主又は同一世帯員です。なお、同一世帯員であることを確認した上で申し込みます。
- 本人及び同一世帯員は、武蔵野市内に住民票を有しています。
- 本人及び同一世帯員は、他の市民農園の区画や同農園の他の区画を重複利用しません。また、現時点での農園を使用していません。
- 市民農園を使用できることになったときは、同一世帯員以外の人にその区画を貸しません。本人又は同一世帯員のみで使用します。
- 以上に違反した場合、また、違反が発覚した場合、条例第4条に基づき、使用の取消となることに同意します。
- 当選した後、やむを得ない事情（転勤等）を除き、辞退することは控えます。
- 農具の使用方法を予め確認し、丁寧に扱います。また、農機具倉庫に私物を置きません。
- 他の利用者に迷惑となる行為（喫煙、農具・水道の占有、耕作放棄、野菜くず置き場への野菜くず以外のゴミ捨て等）はしません。